

添付法令資料 4 :

建設活動の管理に関する建設法の若干の条項の細則及び実施の措置を定めるベトナム政府の議定（目次）

2024 年 12 月 30 日付第 175/2024/ND-CP 号議定／24.12.30 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 10 条）
- 第 2 章 建設投資プロジェクトの策定、審定、承認、調整及び管理の組織化
 - 第 1 目 建設投資プロジェクトの策定、審定及び承認（第 11 条ないし第 23 条）
 - 第 2 目 建設投資プロジェクトの管理の組織化（第 24 条ないし第 28 条）
- 第 3 章 建設設計の考察、策定、審定及び承認
 - 第 1 目 建設考察（第 29 条ないし第 34 条）
 - 第 2 目 建設設計（第 35 条ないし第 42 条）
 - 第 3 目 基礎設計後に展開する建設設計の審定及び承認（第 43 条ないし第 49 条）
- 第 4 章 建設許可証及び建設秩序管理（第 50 条ないし第 67 条）
- 第 5 章 特殊工事建設及び外国における建設投資プロジェクトの実施
 - 第 1 目 特殊工事建設（第 68 条及び第 69 条）
 - 第 2 目 外国における建設投資プロジェクトの実施（第 70 条ないし第 72 条）
- 第 6 章 建設活動能力条件
 - 第 1 目 個人の建設活動能力条件（第 73 条ないし第 93 条）
 - 第 2 目 組織の建設活動能力条件（第 94 条ないし第 112 条）
 - 第 3 目 外国入札者に対する建設活動許可証（第 113 条ないし第 120 条）
- 第 7 章 施行条項（第 121 条ないし第 124 条）